

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成27年4月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第41号）附則ただし書の規定に基づき、同条例附則ただし書に規定する改正規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月10日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「157」を「159」に、「437」を「439」に、「114」を「116」に、「454」を「456」に、「109」を「113」に、「468」を「472」に、「510」を「518」に、「1,588」を「1,596」に、「730」を「738」に、「1,902」を「1,910」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。